

那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例

那須塩原市は全国でも有数の生乳生産地であり、また、生乳から生産される牛乳及び乳製品（以下「牛乳等」という。）は魅力ある産品として地域の知名度向上に貢献しているところである。

さらに、市民一人ひとりが地域への愛着と誇りを持ち、それぞれの創意工夫により役割を果たすことで、牛乳等の消費拡大及び普及を促進し、もって地域活性化の推進を図ることを目指し、本条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、牛乳等の消費拡大及び普及を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生産者の役割）

第3条 生乳の生産に携わる者は、全国でも有数の生乳生産地であることに誇りを持ち、安全安心な生乳の生産に努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 牛乳等の製造及び販売に関する事業を行う者は、魅力ある牛乳等の開発及び販売促進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、牛乳等を食事に取り入れるよう協力するものとする。

2 市民は、会食を伴う行事等の際、可能な範囲において牛乳等での乾杯に協力するものとする。

（嗜好等への配慮）

第6条 市、生産者、事業者及び市民は、この条例に基づく取組を実施するに
当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。